

震災復興情報



お知らせ 愛ランド特区・民間投資促進特区(農業版)による税制優遇制度等

牡鹿愛ランド特区による税制優遇制度等について、対象区域と対象業種を拡充し、「愛ランド特区」として指定事務を開始しています。

また、農業を対象とした「民間投資促進特区(農業版)」についても開始しています。

特区名	愛ランド特区	民間投資促進特区(農業版)
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●新規立地促進税制 新たに設立された法人が対象で、5年間課税が発生しない特例を受けることができます。 ※愛ランド特区 渡波・荻浜・田代・牡鹿地区は平成24年7月27日以降に、雄勝・北上地区は平成24年9月28日以降に設立された法人 ※農業版 平成24年9月28日以降に設立された法人 ●特別償却または税額控除 市から指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除を受けることができます。 ●法人税等の特別控除 被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に控除を受けることができます。 ●研究開発税制の特例 市から指定を受けた日以降に取得等した開発研究用資産について、即時償却と併せて12%の税額控除を受けることができます。 	
対象区域	愛ランド特区 渡波・荻浜・田代・雄勝・北上・牡鹿地区の一部	民間投資促進特区(農業版) 蛇田・稲井・渡波・河北・河南・北上・牡鹿地区の一部
対象業種	愛ランド特区 商業関連(小売業、サービス業等)・ツーリズム関連(宿泊業、飲食業等)・観光関連(運輸業、宿泊業、飲食業等)・再生可能エネルギー/リサイクル関連(電気業等)、硯・石工品関連業等	民間投資促進特区(農業版) 農業に関連する食品製造業、飲料・飼料製造業、食料品小売業、宿泊業、飲食店等
手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の申請書に、必要事項を記入の上、申請してください。 ※市の審査により、必要な要件を満たしている場合、指定事業者として指定されます。 ※中心市街地を対象とした「石巻まちなか再生特区による税制優遇制度」もご利用ください。 	
申・問	愛ランド特区 産業推進課 (内線3542・3546) 雄勝総合支所地域振興課 北上総合支所地域振興課 牡鹿総合支所地域振興課	民間投資促進特区(農業版) 農林課 (内線3553・3556)

お知らせ 震災に伴う交通規制のお知らせ

東日本大震災の影響により、新たな交通規制を実施しました。

○交通規制変更日 10月24日(水)

○交通規制廃止等区間 下図を参照

問 石巻警察署交通課 ☎95-4141



手続き 復興支援・住宅エコポイント

復興支援・住宅エコポイントは、エコ住宅の新築、エコリフォームをした場合にポイントが発行され、被災地の産品、製品等と交換できる制度です。

対象工事の着工・着手期限は本年10月末をもって終了しましたが、ポイント発行申請は引き続き受付中ですので、忘れずにポイント発行の申請をして被災地商品等と交換しましょう。

※発行申請は事前に予約が必要です。

申・問 住宅エコポイント事務局 ☎0570-200-121 (有料)

お知らせ 宮城県住宅再建支援事業 ～二重ローン対策～

宮城県では、二重ローン対策を行っています。

対象 震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅ローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合

補助内容 既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額(上限50万円)

受付期限 平成28年3月31日

申請書配布場所・受付窓口

市都市計画課・各総合支所地域振興課・各支所

午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

※詳しくは、お問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

申・問 宮城県土木部住宅課 (※直接申し込み可)

☎022-211-3256 Eメール juutakup@pref.miyagi.jp

詳しくはWebで

お知らせ 災害義援金第4次配分の支給を開始しました

人的被害分は10月23日、住家被害分は10月26日から支給を開始しましたので、通帳をご確認ください。

義援金の増額 人的被害者(死亡・行方不明者)と半壊以上の住家被害世帯に義援金受付団体分が配分され、更に津波浸水区域における半壊以上の住家被害には義援金受付団体分および宮城県分が加算して配分されます。

東日本大震災災害義援金第4次配分一覧 (単位:万円)

支給対象		義援金 受付団体 4次	宮城県 3次	今回 配分額	
人的被害	死亡・行方不明者	5	-	5	
住家被害	全壊	津波浸水区域外	-	7	
		津波浸水区域内	14	3	17
	大規模半壊	津波浸水区域外	5	-	5
		津波浸水区域内	9	3	12
	半壊	津波浸水区域外	3	-	3
		津波浸水区域内	5	2	7

※津波浸水区域は、平成23年度固定資産税および都市計画税の課税免除指定区域となります。

義援金の申請 現在までに手続きをした方は、新たな手続きは不要です。また、り災程度に変更が生じた方は、変更の申請が必要となりますので、新たなり災証明書・印鑑・身分証明書・振込先通帳(の写し)を持参の上、窓口(市役所・総合支所)で手続きしてください。

問 被災市民生活支援課(内線3956)

手続き 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の工事完了報告書等の提出

住宅の応急修理を申し込みされた方は、早い時期に工事が完了されるようお願いします。

また、「工事完了報告書」および「支払請求書」については、工事完了後、速やかに提出してください。

提出窓口 市役所3階 環境情報センター(エレベーターホール脇)

問 建築指導課(内線3941・3943)